

2019年4月10日

公益財団法人日本バスケットボール協会  
理事会 御中

公益財団法人日本バスケットボール協会

裁定委員会 委員長 伊藤 鉄 男



委員 合 田 雄治郎



委員 渡 邊 健太郎



答 申 書

復権申立事案：2019-001、2019-002、2019-003 及び 2019-004（いずれも裁定事案 2018-002）について、以下のとおり答申致します。

### 1 対象者

- (1) 永吉 佑也（2019-001 事案。1991年7月14日生、27歳。京都ハンナリーズ所属）
- (2) 橋本 拓哉（2019-002 事案。1994年12月3日生、24歳。大阪エヴェッサ所属）
- (3) 佐藤 卓磨（2019-003 事案。1995年5月10日生、23歳。滋賀レイクスターズ所属）
- (4) 今村 佳太（2019-004 事案。1996年1月25日生、23歳。新潟アルビレックス BB 所属）

### 2 主文

対象者4名に対し、いずれも理事会が復権を認める決定をした時から、復権を認める。

### 3 申立に至る経緯

- (1) 対象者永吉は、2017年7月に、日本のプロバスケットボールのトップリーグである B リーグを運営する公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「JPBL」という。）に所属する京都ハンナリーズに入団し、現在同チームに選手として所属している。

対象者橋本は、2016年7月に、JPBL に所属する大阪エヴェッサに入団し、現在同チームに選手として所属している。

対象者佐藤は、2018年1月に、JPBLに所属する滋賀レイクスターズに入団し、現在同チームに選手として所属している。

対象者今村は、2017年11月に、JPBLに所属する新潟アルビレックスBBに入団し、現在同チームに選手として所属している。

- (2) 対象者4名は、いずれも、当協会（以下「JBA」という。）に選考され、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）の認定を経て、アジア・オリンピック評議会が主催する「第18回アジア競技大会（夏季大会）」（以下「本大会」という。）の日本代表選手として、インドネシア共和国のジャカルタに派遣されていたところ、本大会日本代表選手団の公式ウェアを着用したまま歓楽街へ外出した際、付近の路上で声を掛けられた現地の女性との間で買春行為を行ったことを理由に、平成30年8月29日、JBA臨時理事会にて、本処分決定の日から1年間、公式試合への出場権をはく奪する旨の懲罰（以下「本件処分」という。）を受けた。
- (3) 対象者永吉、対象者佐藤、対象者今村は平成31年3月1日、対象者橋本は平成31年3月4日、いずれもJBA復権手続規程第4条第1項に基づき、当委員会に対し嘆願書を提出し、復権を申し立てた。

#### 4 上記判断を相当とする理由

##### (1) 手続的要件

JBA復権手続規程第3条第2項によれば、1年以上の有期の資格の停止の懲罰を受けた者がJBA倫理規程第2条第1項第7号に定める選手であった場合には、有期の場合は停止の期間の2分の1を経過したとき、復権の申立てができる。

本件において対象者4名は、JBA倫理規程第2条第1項第7号に定めるJBA基本規程第92条に該当する選手であり、本処分決定の日である平成30年8月29日から1年間、公式試合への出場権をはく奪する旨の懲罰を受けていたところ、対象者4名が嘆願書を提出した平成31年3月の時点で、上記の出場停止期間の2分の1を経過している。

##### (2) 実体的要件

JBA復権手続規程第5条第5項によれば、当委員会は、懲罰を受けた者が再び違反行為をなすおそれがないと認めたときは、理事会に復権を認める答申をすることができる。

この点、対象者4名の違反行為は、極めて重要な本大会の開催期間中に、日本代表選手団の公式ウェアを着用して歓楽街に赴き、違法である買春行為に及んだものであり、JBA、JPBL、各所属チーム並びに選手及び関係者等の名誉及び信用を毀損するものであり、社会的にも大きな影響を与えたことからすれば、復権については、対象者4名が再び違反行為をなすおそれがないか、厳正に審議する必要がある。一方、対象者4名はいずれもBリーグに所属するチームの選手であるところ、仮に本答申時点で復権が認めら

れ、公式試合への出場が可能になったとしても、平成 30 年 10 月に開幕した B リーグ 2018-19 シーズンの大部分の試合（本答申時点で、対象者 4 名が所属するチームがすべて加盟する B1 リーグ全 36 節中第 33 節が終了）には出場していない（実質的には当該シーズンを棒に振った）状況となっている。

そこで、上記の事情をふまえ、以下、対象者 4 名につき、本人から提出された嘆願書等の書面及び本人からのヒアリング等をふまえ、再び違反行為をなすおそれがないか否か、検討した。

#### ア. 対象者永吉

対象者永吉は、本件処分後、所属チームである京都ハンナリーズより、「出場停止期間中の減俸」及び「社会奉仕活動への無期限従事」の処分を受けたうえで、社会奉仕活動及び研修活動として主に以下の活動を行った。

- (1)清掃活動：J R 西大路駅周辺及び向日市民体育館等の清掃活動に継続的に参加
- (2)社会福祉活動：病院・児童養護施設への継続的な訪問
- (3)後進育成活動：長岡京市内ミニバスケットボールクラブ・京都ハンナリーズ U-15 等での指導

上記社会奉仕活動等を実施する中で、対象者永吉は、特に子どもたちとの触れ合いを通じ、自らがバスケットボール選手としてのみならず、社会人としての自覚が不足していたことを認識し、多くの方の期待を裏切ったことを後悔し、今後は、自らの行動について、子どもたちの手本になるような行動であるか否かを基準としてその当否を判断していく旨を述べ、また、今後もしできる限り社会奉仕活動に参加していく意向を示しており、再び違反行為を行うおそれが十分に減少したといえる。

#### イ. 対象者橋本

対象者橋本は、本件処分後、所属チームである大阪エヴェッサより、「教育研修の実施」、「社会奉仕活動への従事」及び「報酬の減俸」の処分を受けたうえで、社会奉仕活動及び教育研修活動として主に以下の活動を行った。

- (1)社会奉仕活動：福祉型障害児入所施設での掃除・食器洗い等の手伝いに継続的に参加。また、障害者スポーツセンターにおける車いすバスケットボール教室の補助を定期的実施
- (2)教育研修活動：所属チームのクラブオフィスにおける仕事の手伝い等に継続的に参加
- (3)説法・座禅：天龍寺において説法を受けるとともに、30 分×2 回の座禅を行い、自らのこれまでの行動を振り返る。

上記社会奉仕活動等を実施する中で、対象者橋本は、自らがプロバスケットボール選手として多くの人の支えのもとで活動することができていることや、自らが日ごろから夢を与えるプロバスケットボール選手として影響力を持っていることを実

感じ、自らの行為によって多くの人々に迷惑をかけたことを深く反省し、二度と同じ過ちを繰り返さないことを誓約しており、再び違反行為を行うおそれが十分に減少したといえる。

#### ウ. 対象者佐藤

対象者佐藤は、本件処分後、所属チームである滋賀レイクスターズより、「教育研修の実施」、「社会奉仕活動への従事」及び「公式試合への出場権はく奪期間中の減俸」の処分を受けたうえで、社会奉仕活動及び教育研修活動として主に以下の活動を行った。

- (1)清掃活動：滋賀県内の公共施設（駅・小学校等）での清掃活動に継続的に参加
- (2)社会奉仕活動：児童養護施設での手伝いや災害ボランティアへの参加
- (3)教育研修：所属チームのクラブオフィスにおける仕事の手伝いや試合会場の設営、車いす席の補助・ご案内等に継続的に参加

上記社会奉仕活動等を実施する中で、対象者佐藤は、自らがプロバスケットボール選手として恵まれた環境にいたこと、無知であることすら気づかなかったこと、多くの方に迷惑かけたことを反省し、プロバスケットボール選手として、バスケットボールの技術や能力よりも人間力を第一に磨くことが重要であるとして、二度と同じ過ちを繰り返さないことはもちろん、常に周囲への感謝の気持ちをもって普段の生活を律していくことを誓約しており、再び違反行為を行うおそれが十分に減少したといえる。

#### エ. 対象者今村

対象者今村は、本件処分後、所属チームである新潟アルビレックス BB より、「無期限の社会奉仕活動への従事」の処分を受け（また、報酬を自主的に返納し）たうえで、社会奉仕活動及び教育研修活動として主に以下の活動を行った。

- (1)清掃活動：長岡駅周辺や練習会場（体育館）の清掃活動に継続的に参加
- (2)教育研修：所属チームのクラブオフィスにおける仕事の手伝いや興業時の手伝い（会場の設営・撤収作業、グッズ販売等）に継続的に参加
- (3)後進育成活動：スクール講師として継続的に指導を実施

上記社会奉仕活動等を実施する中で、対象者今村は、自らが多くの人々に支えられていたこと、そして自らが多くの人の期待を裏切ってしまったことを痛感した。特に、スクール講師として訪問した際に小学生から「なぜ試合に出られないのか」と問われ、子どもたちの目標や夢である存在でいなければならないはずが、その夢を壊してしまったと強く感じ、今後は二度と同じ過ちを繰り返さないことはもちろん、子どもたちが憧れるような存在として、子どもたちのために尽力できる人間になることを誓約しており、再び違反行為を行うおそれが十分に減少したといえる。

## 5. 結論

以上を総合し、当委員会は、対象者 4 名は、いずれも JBA 復権手続第 5 条第 5 項に定める「再び違反行為をなすおそれがない」と認め、同項により、対象者 4 名につき、復権を認めるのが相当である、と思料する。

以上

